

平成27年度群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項

群馬県立の各高等学校並びに前橋市立前橋高等学校、高崎市立高崎経済大学附属高等学校、桐生市立商業高等学校、太田市立太田高等学校及び利根沼田学校組合立利根商業高等学校（以下「高等学校」という。）の平成27年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

第1 入学者選抜の種類及び日程

1 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、次のとおりとする。

全日制課程前期選抜（第2：2ページ～）	フレックススクール前期選抜 （第5：10ページ～）
全日制課程後期選抜（第3：5ページ～）	フレックススクール後期選抜 （第5：10ページ～）
全日制課程再募集（第4：8ページ～）	フレックススクール再募集 （第5：10ページ～）
定時制課程選抜（第6：13ページ～）	通信制課程選抜（第8：17ページ）
定時制課程再募集（第7：15ページ～）	連携型選抜（第9：18ページ～）
定時制課程追加募集（第7：16ページ）	

- * フレックススクール選抜（前期選抜・後期選抜・再募集）とは、前橋清陵高等学校、太田フレックス高等学校の2校を対象とする選抜である。（ただし、通信制課程を除く。）
- * 定時制課程選抜、定時制課程再募集及び追加募集は、前橋清陵高等学校、太田フレックス高等学校を除く高等学校の定時制課程が行う選抜である。
- * 連携型選抜とは、連携型中高一貫教育を行う高等学校及び中学校間の選抜である。
- 表中の（ ）内は、対応する章の番号とページを示す。

なお、フレックススクール（前橋清陵高等学校及び太田フレックス高等学校）においては、秋季入学のための入学者選抜を行うことができることとし、選抜日程及び実施要項等については別途定めるものとする。

- * 秋季入学のための入学者選抜とは、フレックススクールにおける10月入学者のための選抜である。

2 各選抜の日程

選 抜	事 項	期 日
・ 全日制課程及びフレックススクール前期選抜 ・ 連携型選抜	入学願書等受付	平成27年2月6日(金)、2月9日(月)
	検査(面接等)実施	平成27年2月16日(月) (加えて、2月17日(火)に実施することもある。)
	合格者発表	平成27年2月20日(金)
・ 全日制課程及びフレックススクール後期選抜 ・ 定時制課程選抜	入学願書等受付	平成27年2月25日(水)、2月26日(木)
	志願先変更受付	平成27年3月3日(火)
	学力検査等実施	平成27年3月10日(火)、3月11日(水) (定時制課程選抜は、3月10日(火)のみ実施する。)
	合格者発表	平成27年3月17日(火)
・ 全日制課程、フレックススクール及び定時制課程再募集	入学願書等受付	平成27年3月20日(金)、3月23日(月)
	学力検査等実施	平成27年3月26日(木)
	合格者発表	平成27年3月30日(月)
・ 定時制課程追加募集	出願期間	平成27年3月31日(火)～4月3日(金)
・ 通信制課程選抜	出願期間	平成27年3月12日(木)～3月31日(火)

第2 全日制課程前期選抜

1 応募資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。ただし、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜に出願している者は応募資格がないものとする。

(1) 学校教育法第57条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を平成22年3月以降に卒業した者若しくは平成27年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を平成22年3月以降に修了した者若しくは平成27年3月修了見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者のうち平成22年3月以降に該当した者又は平成27年3月に該当する見込みの者

2 出願の制限

(1) 通学区域は、当該高等学校の設置者が定める規則(資料1、52ページ～)に基づくものとし、1校1学科(又はコース)に限り出願できる。

(2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。

(3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記1(20ページ)による。

(4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の高等学校を志願する場合は、付記2(20ページ～)による。

3 実施校及び募集人員

実施校及び募集人員については、別表1(56ページ～)のとおりとする。

なお、募集人員は、募集定員の10%～50%を標準として、学校・学科ごとに高等学校長が定める。また、前期選抜の募集人員を2つに区分して(「A選抜」、「B選抜」とする。)募集を行うことができるものとする。

4 出願手続

(1) 志願者は、次の出願に係る提出書類ア、イ、ウを、出身又は在学中学校等の校長(以下「中学校長」という。)を経由して、高等学校長に提出する。

ア 「入学願書」(様式1-1、25ページ、「受検票」(様式1-2、26ページ～)を含む。)

入学願書及び受検票の所定の欄に、志願者の写真（縦4 cm×横3 cm、正面上半身脱帽で平成26年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2か所に同一のものとする。）を貼付する。

イ 「志願理由書」（様式2、28ページ）

ウ 「出願に係る調査用紙」（高等学校長が必要とした場合のみとし、調査内容は実技検査等を実施するために必要な事項とする。また、様式は高等学校長が定める。）

また、受検料については、県立高等学校を志願する場合は、次のいずれかの方法により納付する。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に2,200円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を貼付する。
- ・ 払込書（様式14-1、50ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。

なお、市・学校組合立高等学校を志願する場合は、それぞれの設置者が定めるところによる。

(2) 中学校長は、当該志願者の「調査書」（様式3-1-1又は3-1-2、29ページ～）及び「平成26年度第3学年成績一覧表」（以下「成績一覧表」という。）（様式4-1、2、3、35ページ～）を、志願者の提出書類と合わせて高等学校長に提出する。ただし、すでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、当該高等学校への「成績一覧表」の提出は不要とする。

また、特別支援学校及び在外教育施設等にあつては、「成績一覧表」の提出は不要とする。

なお、調査書の作成に当たっては、「調査書の作成について」（別記1、32ページ～）を、成績一覧表の作成に当たっては、「成績一覧表の作成等について」（別記2、38ページ）を参照する。

(3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成27年3月までに修了見込みの者が出願する場合は、調査書に代えて当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）を提出するものとする。

また、出願時に海外に居住している場合は、帰国後の居住地を確認することができる書類（様式は特に定めない。）を提出するものとする。

(4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験合格者が出願する場合は、調査書に代えて成績を証明する書類を提出するものとする。

また、あわせて同認定試験の認定証書の写しを提出するものとする。

(5) 入学願書等受付は、2月6日（金）午前9時～午後4時、2月9日（月）午前9時～正午に、各高等学校で行う。

(6) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」（様式1-2、26ページ～）を交付する。

5 志願の取消し

(1) 志願の取消しは、次の手続による。なお、手続は、2月13日（金）午後4時までに行うものとする。

ア 取消しを希望する者は、中学校長を経由して、「志願辞退届」（様式5-1、39ページ）及び交付された「受検票」を、志願先の高等学校長に提出する。

イ 当該高等学校長は、「志願辞退届」が提出された場合には、「志願辞退証明書」（様式5-2、39ページ）を交付する。

(2) すでに納付した受検料は還付しない。

(3) この手続により志願を取り消した者が、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間にわたる場合を除く。

6 検査

- (1) 高等学校長は、面接、英語面接、実技検査、作文、小論文、パーソナル・プレゼンテーション及び総合問題等のうちから、いくつかを組み合わせて検査を定め、志願者はそれらの検査（別表1、56ページ～）を受けなければならない。
受検の際には、「受検票」を提示するものとする。
- (2) 検査は2月16日（月）に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。ただし、高等学校長が必要とする場合は、2月16日（月）に加えて、2月17日（火）に実技検査等を実施することができる。

7 選抜方法

- (1) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書と高等学校長が定めた検査（面接、英語面接、実技検査、作文、小論文、パーソナル・プレゼンテーション及び総合問題等）の結果等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 各高等学校の志願してほしい生徒像に基づき、高等学校長が定めた検査及び調査書について、それぞれの比重を定めて選抜を行うものとする。
- (3) 前期選抜の募集人員を2つに区分して（「A選抜」、「B選抜」とする。）募集を行う場合には、区分ごとにそれぞれ選抜方法を定めて選抜を行うものとする。また、すべての受検生を対象に、段階を設けて選抜を行う場合には、それぞれの段階ごとに選抜方法を定めて選抜を行うものとする。
- (4) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

8 海外帰国者等入学者選抜

海外帰国者等のうち、前期選抜における海外帰国者等入学者選抜を受けようとする場合は、付記5（22ページ～）による。

9 合格者の発表

高等学校長は、2月20日（金）午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示するとともに、群馬県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が指定した時刻以降に、合格者の受検番号を県教育委員会が指定したWebページに掲載する。

また、高等学校長は、「合格通知書」（様式6、40ページ）及び「中学校別前期選抜結果一覧」（様式7、41ページ）を、各中学校長あてに郵送（簡易書留とする。）する。

ただし、すでに中学校等を卒業している受検者や他都道府県の中学校等からの受検者については、中学校長あてに「中学校別前期選抜結果一覧」を郵送するとともに、合格した者に「合格通知書」を郵送することとする。

なお、中学校長からあらかじめ申請のあった場合には、「合格通知書」及び「中学校別前期選抜結果一覧」を、各高等学校で交付することもできる。

「合格通知書」及び「中学校別前期選抜結果一覧」の郵送方法等については、付記4（22ページ）による。

10 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、調査書、成績一覧表提出	2月6日（金）、2月9日（月）	2月6日は午前9時から午後4時までとし、2月9日は午前9時から正午までとする。
検査（面接等）実施	2月16日（月）（加えて、2月17日（火）に実施することもある。）	前記6による。
合格者発表	2月20日（金）	前記9による。

11 合格しなかった場合

合格しなかった場合は、前期選抜で受検した高等学校も含めて、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜の出願手続に基づいて、改めていずれかの選抜を志願することができる。

第3 全日制課程後期選抜

1 応募資格

次の（１）又は（２）に該当する者とする。ただし、全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜に出願している者は応募資格がないものとする。

- （１）学校教育法第５７条の規定により、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成２７年３月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成２７年３月修了見込みの者
- （２）学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者又は平成２７年３月に該当する見込みの者

2 出願の制限

- （１）通学区は、当該高等学校の設置者が定める規則（資料１、５２ページ～）に基づくものとし、１校に限り出願できる。なお、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が第２志望を認める場合には、第１志望及び第２志望を志願することができる。
- （２）高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- （３）隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記１（２０ページ）による。
- （４）県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の高等学校を志願する場合は、付記２（２０ページ～）又は付記３（２１ページ）による。

3 実施校及び募集人員

実施校及び募集人員については、別表１（５６ページ～）のとおりとする。

なお、募集人員は、募集定員から前期選抜募集人員を減じた数とする。ただし、前期選抜合格者数が前期選抜募集人員に満たない場合は、募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。

4 出願手続

- （１）志願者は、次の出願に係る提出書類ア、イを、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。
 - ア 「入学願書」（様式１－１、２５ページ、「受検票」（様式１－２、２６ページ～）を含む。）
入学願書及び受検票の所定の欄に、志願者の写真（縦４cm×横３cm、正面上半身脱帽で平成２６年１０月１日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、２か所に同一のものとする。）を貼付する。
 - イ 「出願に係る調査用紙」（高等学校長が必要とした場合のみとし、調査内容は実技検査等を実施するために必要な事項とする。また、様式は高等学校長が定める。）
また、受検料については、県立高等学校を志願する場合は、次のいずれかの方法により納付する。
 - ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に２，２００円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を貼付する。
 - ・ 払込書（様式１４－１、５０ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に２，２００円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。なお、市・学校組合立高等学校を志願する場合は、それぞれの設置者が定めるところによる。
- （２）中学校長は、当該志願者の「調査書」（様式３－１－１又は３－１－２、２９ページ～）及び「成績一覧表」（様式４－１、２、３、３５ページ～）を、志願者の提出書類と合わせて高等学校長に提出する。ただし、前期選抜の際に「成績一覧表」を提出した場合やすでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、当該高等学校への「成績一覧表」の提出は不要とする。
また、特別支援学校及び在外教育施設等にあつては、「成績一覧表」の提出は不要とする。
なお、調査書の作成に当たっては、「調査書の作成について」（別記１、３２ページ～）を、成績一覧表の作成に当たっては、「成績一覧表の作成等について」（別記２、３８ページ）を参照する。

- (3) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成27年3月までに修了見込みの者が出願する場合は、調査書に代えて当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）を提出するものとする。
また、出願時に海外に居住している場合は、帰国後の居住地を確認することができる書類（様式は特に定めない。）を提出するものとする。
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験合格者が出願する場合は、調査書の提出は不要とし、同認定試験の認定証書の写しを提出するものとする。
- (5) 入学願書等受付は、2月25日（水）午前9時～午後4時、2月26日（木）午前9時～正午に、各高等学校で行う。ただし、県外居住者で、2月27日（金）以降に保護者の転勤に伴う一家転住が確定した場合には、付記3（21ページ）による。また、海外帰国者等のうち、2月27日（金）以降に帰国が決まった場合については、付記7（24ページ）による。
- (6) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」（様式1-2、26ページ～）を交付する。

5 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校又は学科等を変更しようとする者（同一校における志願の学科等を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又はフレックススクール後期選抜及び定時制課程選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。）は、3月3日（火）午前9時～午後4時30分に1回に限り志願先の変更を行うことができる。

志願先の変更手続等は、次による。

- (1) 変更しようとする者は、中学校長を経由して、「志願先変更願」（様式9-1、45ページ）及び交付された「受検票」を、すでに志願した学校の高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式9-2、45ページ）の交付を受けた後、新たに出願手続をとらなければならない。
- (2) 当該高等学校長は、「志願先変更願」が提出された場合には、「志願先変更証明書」を交付する。
- (3) 変更しようとする者は、交付された「志願先変更証明書」及び新たな「入学願書」を、中学校長を経由して、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。
なお、受検料については、県立高等学校間及び同一校における志願の学科等の変更の場合には、「志願先変更証明書」の提出をもってこれに代えることができるが、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間の変更の場合には、設置者が定める受検料を新たに納入する。
- (4) 中学校長は、当該志願者の「調査書」及び「成績一覧表」を、新たに志願する学校の高等学校長に提出する。ただし、すでに「成績一覧表」を提出した場合やすでに中学校を卒業した者のみが出願する場合には、当該高等学校への「成績一覧表」の提出は不要とする。
また、特別支援学校及び在外教育施設等にあつては、「成績一覧表」の提出は不要とする。

6 志願の取消し

- (1) 「第2 全日制課程前期選抜 5 志願の取消し（1）ア、イ及び（2）」（3ページ）に準ずる。
ただし、手続は、3月9日（月）午後4時までに行うものとする。
- (2) この手続により志願を取り消した者が、全日制課程再募集、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間にわたる場合を除く。

7 学力検査等

- (1) 志願者は、学力検査を受けなければならない。また、高等学校長が必要とする場合には、面接等（別表1、56ページ～）も受けなければならない。
受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

- (2) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「社会」、「理科」及び「英語（リスニングを含む。）」の5教科の検査問題について実施する。
- (3) 学力検査の配点は、各教科100点とする。ただし、傾斜配点（「8 選抜方法（3）」、7ページ）を行う場合は、この限りではない。
- (4) 学力検査の各教科内の点数配分は、学校・学科等により、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。
- (5) 学力検査場は、志願先の高等学校又はその高等学校で指定した場所とする。
- (6) 学力検査日程等は、次のとおりとする。なお、各教科の学力検査時間は、45分間～60分間の範囲で教科ごとに高等学校長が定めるものとする。（別表1、56ページ～）

3月10日（火）		3月11日（水）	
教科	学力検査開始時刻	教科	学力検査開始時刻
国語	9：30	理科	9：30
数学	10：45	英語	10：45
社会	12：45		

- (7) 面接等を実施する場合は、3月10日（火）、3月11日（水）に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。
- (8) 学力検査を受検する際の携帯品は、受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、コンパス、定規（ただし、公式や角度等の記入してあるものは使用できない。）、下敷き（高等学校長が携帯を指示した場合に限る。）とする。
 なお、検査問題の解答に参考となるもの（計算機能の付いた時計等）は携帯できない。
 その他の携帯品については、必要に応じて高等学校長が定める。

8 選抜方法

- (1) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書及び5教科の学力検査の結果等を資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 学力検査の結果と調査書の各教科の学習の記録の評定については、両者を総合して選抜することを原則とする。その際、調査書の各教科の学習の記録の評定は、必修教科及び共通履修としての外国語の評定を資料とするものとする。
 また、調査書の各教科の学習の記録の観点別学習状況、選択教科の評定等及び各教科の学習の記録以外の記録についても、選抜のための重要な資料とする。
- (3) 選抜に当たっては、上記（1）、（2）を踏まえた上で、次のア、イを考慮することができるものとする。
 ア 学力検査の結果と調査書の各教科の学習の記録の評定について、どちらかの比重を高めること。
 イ 学力検査の各教科間において、傾斜配点を行うこと。
- (4) 後期選抜の募集人員を2つに区分して、それぞれ異なった選抜方法（「Aの選抜方法」及び「Bの選抜方法」とする。）で選抜を行うことができるものとする。
 この場合、判定に際しては、まず受検者全員を「Aの選抜方法」で判定し合格者を決め、続いて合格者以外の受検者全員を「Bの選抜方法」で判定し残りの合格者を決めることとする。（別表1、56ページ～）
- (5) 高等学校長は、上記（3）、（4）に係る各高等学校の選抜方法等について、学校・学科等の特色に応じて、学科等ごとに設定することができる。（別表1、56ページ～）

(6) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

9 海外帰国者等入学者選抜

海外帰国者等のうち、後期選抜における海外帰国者等入学者選抜を受けようとする場合は、付記6(23ページ～)又は付記7(24ページ)による。

10 合格者の発表

高等学校長は、3月17日(火)午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示するとともに、県教育委員会が指定した時刻以降に、合格者の受検番号を県教育委員会が指定したWebページに掲載する。

11 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、調査書、成績一覧表提出	2月25日(水)、2月26日(木)	2月25日は午前9時から午後4時までとし、2月26日は午前9時から正午までとする。
志願先変更受付	3月3日(火)	午前9時から午後4時30分までとする。
学力検査等実施	3月10日(火)、3月11日(水)	前記7による。
合格者発表	3月17日(火)	前記10による。

第4 全日制課程再募集

1 再募集の実施

全日制課程後期選抜合格者発表後、学校全体(全日制課程)で、5人以上の欠員がある場合に実施する。

2 応募資格

「第3 全日制課程後期選抜 1 応募資格(1)、(2)」(5ページ)による。ただし、全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜、連携型選抜、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜においていずれかの高等学校に合格している者及びフレックススクール再募集又は定時制課程再募集に出願している者は応募資格がないものとする。

また、連携型選抜又は後期選抜を受検した者については、同一の高等学校への志願を認めないものとする。

3 出願の制限

(1) 通学区域は、全県一区とし、1校に限り出願できる。なお、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が、再募集を行う複数の学科等について第2志望を認める場合には、第1志望及び第2志望を志願することができる。

(2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。

(3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記1(20ページ)による。

(4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の高等学校を志願する場合は、付記2(20ページ～)による。

4 出願手続

(1)「第3 全日制課程後期選抜 4 出願手続(1)、(2)、(3)、(4)、(6)」(5ページ～)に準ずる。ただし、「成績一覧表」の提出は不要とする。

- (2) 入学願書等受付は、3月20日(金)午前9時～午後4時、3月23日(月)午前9時～正午に、各高等学校で行う。

5 志願の取消し

- (1) 「第2 全日課程前期選抜 5 志願の取消し(1)ア、イ及び(2)」(3ページ)に準ずる。ただし、手続は、3月25日(水)午後4時までに行うものとする。
- (2) この手続により志願を取り消した者が、定時制課程追加募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間、市立高等学校間、市立高等学校と学校組合立高等学校との間にわたる場合を除く。

6 学力検査等

- (1) 志願者は、学力検査及び面接等を受けなければならない。受検の際には、「受検票」を提示するものとする。
- (2) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」及び「英語」の検査問題について実施する。
- (3) 学力検査の配点は、各教科100点とする。
- (4) 学力検査の各教科内の点数配分は、学校・学科等により、県教育委員会が示した点数配分をもとに増減を加えることができるものとする。
- (5) 学力検査場は、志願先の高等学校又はその高等学校で指定した場所とする。
- (6) 学力検査日程等は、次のとおりとする。

時間 期日	9:30 ～10:15	10:30 ～11:15	11:30 ～12:15	昼食	13:15～
3月26日(木)	国語	数学	英語		面接等

- (7) 面接等の方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。
- (8) 学力検査を受検する際の携帯品は、「第3 全日課程後期選抜 7 学力検査等(8)」(7ページ)による。

7 選抜方法

「第3 全日課程後期選抜 8 選抜方法(1)、(2)、(6)」(7ページ～)に準ずる。

8 合格者の発表

高等学校長は、3月30日(月)午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

9 選抜日程

事項	期日	備考
入学願書等受付、調査書提出	3月20日(金)、3月23日(月)	3月20日は午前9時から午後4時までとし、3月23日は午前9時から正午までとする。
学力検査等実施	3月26日(木)	前記6による。
合格者発表	3月30日(月)	前記8による。

第5 フレックススクール選抜（前期選抜、後期選抜及び再募集）

第5-A 共通事項

1 応募資格

(1) 次のア又はイに該当する者とする。

ア 学校教育法第57条の規定により、前期選抜においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を平成22年3月以降に卒業した者若しくは平成27年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を平成22年3月以降に修了した者若しくは平成27年3月修了見込みの者

学校教育法第57条の規定により、後期選抜及び再募集においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは平成27年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは平成27年3月修了見込みの者

イ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者（ただし、前期選抜においては、平成22年3月以降に該当した者）又は平成27年3月に該当する見込みの者

(2) 次のア～ウに該当する者は応募資格がないものとする。

ア 前期選抜においては、全日制課程前期選抜又は連携型選抜に出願している者

イ 後期選抜においては、全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程後期選抜又は定時制課程選抜に出願している者

ウ 再募集においては、全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜、連携型選抜、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集又は定時制課程再募集に出願している者

(3) 再募集において、フレックススクール後期選抜を受検した者については、同一の高等学校への志願を認めないものとする。ただし、後期選抜で志願し受検した部（後期選抜で第2志望を認めている場合は第2志望も含む。）と部が異なれば、志願を認めるものとする。

2 出願の制限

(1) 通学区は、全県一区とし、1校1部に限り出願できる。ただし、後期選抜及び再募集においては、同一高等学校において高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望及び第2志望を志願することができる。

(2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。

(3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記1（20ページ）による。

(4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の高等学校を志願する場合は、付記2（20ページ～）又は付記3（21ページ）による。

3 実施校及び募集人員

実施校及び募集人員については、別表1（100ページ～）のとおりとする。

なお、前期選抜における募集人員は10%～50%を標準として、各部ごとに高等学校長が定める。

また、前期選抜の募集人員を2つに区分して（「A選抜」、「B選抜」とする。）募集を行うことができるものとする。

後期選抜における募集人員は、募集定員から前期選抜募集人員を減じた数とする。ただし、前期選抜合格者数が前期選抜募集人員に満たない場合は、募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。

4 出願手続

(1) 前期選抜においては、「第2 全日制課程前期選抜 4 出願手続」（2ページ～）に準ずる。

ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙（群馬

県証紙)を貼付する。

- ・ 払込書(様式14-2、51ページ)による場合は、「県立学校受検料払込書(フレックススクール、定時制高等学校)」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- (2) 後期選抜においては、「第3 全日制課程後期選抜 4 出願手続」(5ページ~)に準ずる。
ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。
- ・ 群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。
 - ・ 払込書(様式14-2、51ページ)による場合は、「県立学校受検料払込書(フレックススクール、定時制高等学校)」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。
- (3) 再募集においては、「第4 全日制課程再募集 4 出願手続」(8ページ~)に準ずる。
ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。
- ・ 群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。
 - ・ 払込書(様式14-2、51ページ)による場合は、「県立学校受検料払込書(フレックススクール、定時制高等学校)」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」(領収印のあるもの)を「入学願書」に貼付する。

5 志願の取消し

- (1) 全日制課程前期選抜、全日制課程後期選抜及び全日制課程再募集(3ページ、6ページ及び9ページ)に準ずる。
- (2) 前期選抜において、この手続により志願を取り消した者が、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校の間にわたる場合を除く。
また、後期選抜及び再募集において、この手続により志願を取り消した者が、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集及び定時制課程追加募集を志願する場合の受検料についても、同様とする。

6 海外帰国者等入学者選抜

全日制課程前期選抜及び全日制課程後期選抜(4ページ及び8ページ)に準ずる。

第5-B 前期選抜

1 検査

「第2 全日制課程前期選抜 6 検査」(4ページ)に準ずる。

2 選抜方法

「第2 全日制課程前期選抜 7 選抜方法」(4ページ)に準ずる。

3 合格者の発表

「第2 全日制課程前期選抜 9 合格者の発表」(4ページ)に準ずる。

4 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、 調査書、 成績一覧表提出	2月6日（金）、2月9日（月）	2月6日は午前9時から午後4時 までとし、2月9日は午前9時から 正午までとする。
検査（面接等） 実施	2月16日（月）（加えて、2月17日 （火）に実施することもある。）	前記1による。
合格者発表	2月20日（金）	前記3による。

5 合格しなかった場合

合格しなかった場合は、前期選抜で受検した高等学校も含めて、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜の出願手続きに基づいて、改めていずれかの選抜を志願することができる。

第5－C 後期選抜

1 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校又は部を変更しようとする者（同一校における志願の部を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又は全日制課程後期選抜及び定時制課程選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。）は、3月3日（火）午前9時～午後4時30分に志願先の変更を行うことができる。

なお、志願先の変更手続等については、「第3 全日制課程後期選抜 5 志願先の変更」（6ページ）に準ずる。ただし、全日制課程後期選抜を実施する県立高等学校（別表1、56ページ～）へ変更する場合は、次のいずれかの方法により納付する。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に2, 200円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を貼付する。
- ・ 払込書（様式14-1、50ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2, 200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。

また、市・学校組合立高等学校へ変更する場合は、設置者が定める受検料を納入する。

2 学力検査等

(1) 志願者は、学力検査を受けなければならない。また、高等学校長が必要とする場合には、面接等（別表1、100ページ～）も受けなければならない。
受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

(2) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」、「社会」、「理科」及び「英語（リスニングを含む。）」の5教科若しくは、左記5教科のうち高等学校長が指定した教科について実施する。（別表1、100ページ～）

(3) 「第3 全日制課程後期選抜 7 学力検査等（3）～（8）」（7ページ）に準ずる。

3 選抜方法

「第3 全日制課程後期選抜 8 選抜方法」（7ページ～）に準ずる。

4 合格者の発表

高等学校長は、3月17日（火）午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示するとともに、県教育委員会が指定した時刻以降に、合格者の受検番号を県教育委員会が指定したWebページに掲載する。

5 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、 調査書、 成績一覧表提出	2月25日(水)、2月26日(木)	2月25日は午前9時から午後4時 までとし、2月26日は午前9時から 正午までとする。
志願先変更受付	3月3日(火)	午前9時から午後4時30分までと する。
学力検査等実施	3月10日(火)、3月11日(水)	前記2による。
合格者発表	3月17日(火)	前記4による。

第5-D 再募集

1 再募集の実施

後期選抜合格者発表後、部単位で5人以上の欠員がある場合に、部単位で実施する。

2 学力検査等

- (1) 志願者は、学力検査及び面接等を受けなければならない。
受検の際には、「受検票」を提示するものとする。
- (2) 学力検査は、各高等学校とも県教育委員会で作成した「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科の検査問題について実施する。
- (3) 「第4 全日制課程再募集 6 学力検査等(3)～(8)」(9ページ)に準ずる。

3 選抜方法

「第3 全日制課程後期選抜 8 選抜方法(1)、(2)、(6)」(7ページ～)に準ずる。

4 合格者の発表

高等学校長は、3月30日(月)午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

5 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、 調査書提出	3月20日(金)、3月23日(月)	3月20日は午前9時から午後4時 までとし、3月23日は午前9時から 正午までとする。
学力検査等実施	3月26日(木)	前記2による。
合格者発表	3月30日(月)	前記4による。

第6 定時制課程選抜

1 応募資格

「第3 全日制課程後期選抜 1 応募資格(1)、(2)」(5ページ)による。ただし、全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜又は連携型選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程後期選抜又はフレックススクール後期選抜に出願している者は応募資格がないものとする。

2 出願の制限

- (1) 通学区は、全県一区とし、1校に限り出願できる。また、同一高等学校において、複数の学科を設置し、高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望及び第2志望を志願することができる。
- (2) 高等学校等に在籍している者の出願は認めない。
- (3) 隣接県の隣接する学区・地域から本県の高等学校を志願する場合は、付記1（20ページ）による。
- (4) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の高等学校を志願する場合は、付記2（20ページ～）又は付記3（21ページ）による。

3 実施校及び募集定員

実施校及び募集定員については、別表2（102ページ）のとおりとする。

4 出願手続

「第3 全日制課程後期選抜 4 出願手続」（5ページ～）に準ずる。ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を貼付する。
- ・ 払込書（様式14-2、51ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（フレックススクール、定時制高等学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。また、市立高等学校を志願する場合は、設置者の定めるところによる。「成績一覧表」については、全日制課程前期選抜の際に提出した高等学校への再提出は不要とする。

5 志願先の変更

入学願書等受付後において、志願先の高等学校又は学科を変更しようとする者（同一校における志願の学科を変更しようとする者若しくは第2志望を変更しようとする者又は全日制課程後期選抜及びフレックススクール後期選抜の実施校へ変更しようとする者も含む。）は、3月3日（火）午前9時～午後4時30分に志願先の変更を行うことができる。

なお、志願先の変更手続等については、「第3 全日制課程後期選抜 5 志願先の変更」（6ページ）に準ずる。ただし、全日制課程後期選抜を実施する県立高等学校（別表1、56ページ～）へ変更する場合は、次のいずれかの方法により受検料を納付する。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に2,200円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を貼付する。
- ・ 払込書（様式14-1、50ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。

また、市・学校組合立高等学校へ変更する場合は、設置者が定める受検料を納入する。

6 志願の取消し

- (1) 「第3 全日制課程後期選抜 6 志願の取消し（1）」（6ページ）に準ずる。
- (2) この手続により志願を取り消した者が、フレックススクール再募集又は定時制課程再募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校の間をわたる場合を除く。

7 面接等

- (1) 志願者は、面接及び作文による検査を受けなければならない。ただし、特に高等学校長が必要とした場合には、面接及び作文に加えて、学力検査を受けるものとする。

なお、この場合の学力検査は、「国語」、「数学」及び「英語」の3教科のうちから、高等学校長が指定した教科とし、各高等学校独自の問題とする。

受検の際には、「受検票」を提示するものとする。

(2) 面接及び作文等の検査場は、志願先の高等学校又はその高等学校で指定した場所とする。

(3) 面接及び作文等は、3月10日(火)に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

8 選抜方法

(1) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書及び面接、作文等の結果等を総合して、当該高等学校・学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。

(2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

9 合格者の発表

高等学校長は、3月17日(火)に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。なお、発表時刻については、高等学校長が定めるものとする。

10 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、 調査書、 成績一覧表提出	2月25日(水)、2月26日(木)	2月25日は午前9時から午後4時までとし、2月26日は午前9時から正午までとする。
志願先変更受付	3月3日(火)	午前9時から午後4時30分までとする。
面接等実施	3月10日(火)	前記7による。
合格者発表	3月17日(火)	前記9による。

第7 定時制課程再募集及び追加募集

第7-A 再募集

1 再募集の実施

定時制課程選抜合格者発表後、学校全体(定時制課程)で、5人以上の欠員がある場合に実施する。

2 応募資格

「第3 全日制課程後期選抜 1 応募資格(1)、(2)」(5ページ)に準ずる。ただし、全日制課程前期選抜、フレックススクール前期選抜、連携型選抜、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜においていずれかの高等学校に合格している者及び全日制課程再募集又はフレックススクール再募集に出願している者は応募資格がないものとする。

また、定時制課程選抜を受検した者については、同一の高等学校への志願を認めないものとする。

3 出願の制限

「第4 全日制課程再募集 3 出願の制限」(8ページ)に準ずる。

4 出願手続

「第4 全日制課程再募集 4 出願手続」(8ページ~)に準ずる。ただし、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・ 群馬県収入証紙(群馬県証紙)による場合は、「入学願書」に950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。

- ・ 払込書（様式14-2、51ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（フレックススクール、定時制高等学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に950円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。

5 志願の取消し

- (1) 「第4 全日制課程再募集 5 志願の取消し (1)」(9ページ)に準ずる。
- (2) この手続により志願を取り消した者が、定時制課程追加募集を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校との間にわたる場合を除く。

6 面接等

- (1) 「第6 定時制課程選抜 7 面接等 (1)、(2)」(14ページ～)に準ずる。
- (2) 面接及び作文等は、3月26日(木)に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

7 選抜方法

「第6 定時制課程選抜 8 選抜方法」(15ページ)に準ずる。

8 合格者の発表

高等学校長は、3月30日(月)に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示する。なお、発表時刻については、高等学校長が定めるものとする。

9 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、 調査書提出	3月20日(金)、3月23日(月)	3月20日は午前9時から午後4時までとし、3月23日は午前9時から正午までとする。
面接等実施	3月26日(木)	前記6による。
合格者発表	3月30日(月)	前記8による。

第7-B 追加募集

1 追加募集の実施

定時制課程再募集の結果、合格者が募集定員に満たない場合は、3月31日(火)から4月3日(金)までの間を出願期間として、追加募集を行う。

なお、4月3日(金)の入学願書等受付時間は正午までとする。

2 応募資格、出願の制限等

「第7-A 再募集」(15ページ～)に準ずる。ただし、すでに受検した定時制課程高等学校への志願は認めないものとする。

なお、「入学願書」には、受検料として950円分の群馬県収入証紙(群馬県証紙)を貼付する。

3 選抜方法等

選抜方法等については、高等学校長が定めるものとする。

第9 連携型選抜

1 実施校

群馬県立尾瀬高等学校、群馬県立万場高等学校及び群馬県立嬭恋高等学校（以下「連携型高等学校」という。）とする。

2 出願の制限

沼田市立利根中学校及び片品村立片品中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立尾瀬高等学校に、神流町立中里中学校及び上野村立上野中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立万場高等学校に、嬭恋村立嬭恋中学校の第3学年に在籍する生徒に限って群馬県立嬭恋高等学校に出願できる。（沼田市立利根中学校、片品村立片品中学校、神流町立中里中学校、上野村立上野中学校及び嬭恋村立嬭恋中学校を以下「連携型中学校」という。）

なお、同一高等学校において、複数の学科等を設置し、高等学校長が第2志望を認める場合には、第1志望及び第2志望を志願することができる。

3 募集人員

定めない。

4 出願手続

(1) 志願者は、次の出願に係る提出書類ア、イ、ウを、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

ア 「入学願書」（様式1-1、25ページ、「受検票」（様式1-2、26ページ～）を含む。）

入学願書及び受検票の所定の欄に、志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で平成26年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。また、2か所に同一のものとする。）を貼付する。

イ 「志願理由書」（様式2、28ページ）

ウ 「報告書」（高等学校長が必要とした場合のみ提出するものとし、内容等については高等学校長が定める。）

また、受検料については、次のいずれかの方法により納付する。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、「入学願書」に2,200円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を貼付する。
- ・ 払込書（様式14-1、50ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で事前に2,200円を払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。

(2) 中学校長は、当該志願者の「卒業見込証明書」（様式3-2、31ページ）を、高等学校長に提出する。

(3) 入学願書等受付は、2月6日（金）午前9時～午後4時、2月9日（月）午前9時～正午に、各高等学校で行う。

(4) 高等学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」（様式1-2、26ページ～）を交付する。

5 志願の取消し

(1) 志願の取消しは、次の手続による。なお、手続は、2月13日（金）午後4時までにを行うものとする。

ア 取消しを希望する者は、中学校長を経由して、「志願辞退届」（様式5-1、39ページ）及び交付された「受検票」を、志願先の高等学校長に提出する。

イ 当該高等学校長は、「志願辞退届」が提出された場合には、「志願辞退証明書」（様式5-2、39ページ）を交付する。

(2) すでに納付した受検料は還付しない。

(3) この手続により志願を取り消した者が、全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜を志願する場合の受検料は、「志願辞退証明書」をもって、これに代えることができる。ただし、県立高等学校と市立高等学校又は学校組合立高等学校との間にわたる場合を除く。

6 面接等

- (1) 志願者は、面接、パーソナル・プレゼンテーション等のうちから、高等学校長が定めた検査(別表1、98ページ～)を受けなければならない。
受検の際には、「受検票」を提示するものとする。
- (2) 面接等は2月16日(月)に行うこととし、方法、内容等については、高等学校長が定めるものとする。

7 選抜方法

- (1) 高等学校長は、面接、パーソナル・プレゼンテーション等のうちから、高等学校長が定めた検査の結果及び提出書類等を総合して、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して選抜を行うものとする。
- (2) 高等学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、特に厳正を期するものとする。

8 合格者の発表

高等学校長は、2月20日(金)午前10時に、各高等学校において合格者の受検番号を掲示するとともに、県教育委員会が指定した時刻以降に、合格者の受検番号を県教育委員会が指定したWebページに掲載する。

また、高等学校長は「合格通知書」(様式6、40ページを準用する。)を各中学校長あてに郵送(簡易書留とする。)する。

なお、中学校長からあらかじめ申請のあった場合には「合格通知書」を各高等学校で交付することもできる。

「合格通知書」の郵送方法等については、付記4(22ページ)を準用する。

9 選抜日程

事 項	期 日	備 考
入学願書等受付、卒業見込証明書提出	2月6日(金)、2月9日(月)	2月6日は午前9時から午後4時までとし、2月9日は午前9時から正午までとする。
面接等実施	2月16日(月)	前記6による。
合格者発表	2月20日(金)	前記8による。

10 合格しなかった場合

合格しなかった場合は、当該連携型高等学校を除く高等学校の全日制課程後期選抜、フレックススクール後期選抜又は定時制課程選抜を志願することができる。

11 連携型高等学校における前期選抜

「第2 全日制課程前期選抜」(2ページ～)に準ずる。ただし、連携型中学校から当該連携型高等学校に前期選抜での出願はできない。

12 連携型高等学校における後期選抜

「第3 全日制課程後期選抜」(5ページ～)に準ずる。ただし、応募資格及び募集人員等については次の(1)、(2)による。

(1) 応募資格

連携型選抜で不合格となった者は、当該連携型高等学校への後期選抜の応募資格がないものとする。

(2) 募集人員等

募集人員は、募集定員から前期選抜募集人員及び連携型選抜合格者数を減じた数とする。ただし、前期選抜合格者数が前期選抜募集人員に満たない場合は、募集定員から前期選抜合格者数及び連携型選抜合格者数を減じた数とする。

なお、合格者数等の合計が募集定員を満たした場合には、後期選抜は実施しない。